

事 務 連 絡  
令和2年4月10日

保護者各位

吉田町こども未来課長

保育所の利用者負担額（保育料）等について

今般、榛原郡内において新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されたことを受け、当町の保育所では、可能な限り家庭内保育の御協力をお願いしたところです。保護者の皆さまには、突然の依頼にも関わらず、家庭内保育に御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、家庭内保育対象期間及び保育料等について、下記のとおりお知らせさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、引き続き、家庭内保育をお願いする場合がございますので、御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 対象期間 令和2年4月8日（水）～21日（火）  
※ 吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した現時点の町内小中学校の休校期間と同期間
- 2 保育料等 対象期間中に家庭内保育を実施した日数分について、保育料及び副食費を日割り計算し、還付します。  
※ 納付期限（口座引き落とし）の事務手続きの関係上、4月の利用者負担額及び副食費は、一旦、通常通り徴収させていただきます。
- 3 還付方法 還付額は、指定された口座へ入金します。
- 4 その他 金額及び入金日については、後日お知らせします。

担 当：保育支援部門  
電 話：0548-33-2153